

奈良県訓令第二号

各部課室

各出先機関

奈良県行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県行政文書管理規程の一部を改正する規程

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「公印に」を「公印の偽造、不正な使用、」に、「生じた」を「判明した」に改める。

第二十九条第一項中第三号を第四号とし、同項第二号中「県」を「前号に掲げるもののほか、県」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 国及び地方公共団体にあてた文書のうち、当該国及び地方公共団体が公印の押印の省略を認めたもの

第三十条に次の一項を加える。

3 第十条第三項の規定は、第一項の規定により事前に公印を押印した表彰状等について準用する。

第三十一条第一項中「特定期間に集中する」を「定例的又は定型的な」に、「の規定により総括文書管理責任者の指定する課において保管する」を「に規定する」に改め、同項ただし書中「除く」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「第九条第一項本文に規定する公印の印影印刷について」を削り、同条に次の一項を加える。

4 第十条第三項の規定は、第一項本文の規定により公印の印影を印刷した用紙類について準用する。

第三十一条の二に次の二項を加える。

3 電子署名を行うために必要な符号（以下「符号」という。）及び符号を記録した電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）は、責任者を定めて厳重に管理しなければならない。

4 符号の偽造、不正な使用、漏えい、滅失、毀損その他の事故が判明したとき、又は記録媒体の偽造、不正な使用、盗難、紛失その他の事故が判明したときは、直ちにそ

の旨を総括文書管理責任者に届け出なければならない。

第三十一条の二を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

(電子公印)

第三十一条の二 施行する文書のうち電子計算機を利用して事務の処理を行うシステムを用いて作成するもので、件数が非常に多く、かつ、定例的又は定型的なものについては、公印保管者（第九条第一項本文に規定する公印又は当該システムにおいて二以上の公印を取り扱う場合における当該二以上の公印にあつては、総括文書管理責任者）の承認を受けて、公印の押印に代え、電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を使用することができる。ただし、出納員等の印にあつては、この限りでない。

2 前項本文の場合において、総括文書管理責任者の承認を受けようとするときは、電子公印使用協議書（第十四号様式）を総括文書管理責任者に提出しなければならない。

3 電子公印の使用に当たっては、当該電子公印の偽造、不正な使用、漏えい、滅失、毀損の防止その他電子公印の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 電子公印の偽造、不正な使用、漏えい、滅失、毀損その他の事故が判明したときは、直ちにその旨を総括文書管理責任者に届け出なければならない。

5 電子公印の使用を廃止したときは、直ちに当該電子公印を電子計算機から消去するとともに、その旨を公印保管者（第九条第一項本文に規定する公印又は当該システムにおいて二以上の公印を取り扱う場合における当該二以上の公印にあつては、総括文書管理責任者）に届け出なければならない。

6 公印保管者は、第一項本文の規定による承認をしたとき又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を総括文書管理責任者に届け出なければならない。

別表の本庁における記号の表総務部の項中

「 ICT推進課

」

を「 デ

ジタル戦略課

」

に改め、同表文化・教育・くらし創造部の項中

教育振興

教育政策

課

」

を「 教育振興課

」

に、

「 スポーツ振興課

研究室

」

を

「 教育振興課

」

に、

「 スポーツ振興課

スポーツ振興課
を
国民スポーツ大会・全国障害者スポー

大会準備室
に改め、同表水循環・森林・景観環境部の項中
林業振興
森と人の
奈良の木
森林整備

課
共生推進室
ブランド課
を
森と人の共生推進課
森林資源生産課
奈良の木ブランド課
に改め、同表産業・観

光・雇用振興部の項中
ならの観光力向上課
インバウンド戦略・宿泊力向上室
観光力
を
ならの

観光力向上課
観光力
に改める。

別表の出先機関における記号の表中
奈良県森林技術センター
奈良県

を
奈良県森林技術センター
奈良県フォレストアカデミー
に、
奈良県中和労働会館
奈良県奈良しごとiセ
奈良県高田しごとiセ
奈良県立高等技術専門
奈良県産業会館
奈良県外国人観光客交

センター
奈良県
奈良県中和労働会館
奈良県立高等技術専門校
奈良県産業会館
奈良県
奈良県

ンター	〒	を	奈良県奈良しごとiセンター	〒	に
校	〒		奈良県高田しごとiセンター	〒	「奈良
	〒		奈良県外国人観光客交流館	〒	
流館	〒		奈良まほろば館	〒	」

県北部農林振興事務所 〒~~717~~ 奈良県北部農業振興事務所 〒~~717~~ に改

める。

第二号様式の注を次のように改める。

注 電子的方式により文書を施行する場合は、「公印押印数」欄に「電子署名」と記入し、併せてあて先数を記入してください。また、公印の押印又は電子署名を省略する場合は、「公印（電子署名）省略」と記入し、併せてあて先数を記入してください。

第十四号様式を次のように改める。

第14号様式（第31条の2関係）
（電子公印使用協議書）

第 号
年 月 日

総括文書管理責任者 殿

課（室）長

電子公印使用協議書

次のとおり電子公印を使用したいので協議します。

システムの名称	
公印の名称	
出力する帳票の名称	
使用開始時期	年 月 日から
出力時の公印の色	色
出力時の公印の寸法	実寸大 ・ 縮小（縦 mm×横 mm）
使用する理由	
偽造、不正使用、漏えい、滅失、毀損の防止等の措置	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の奈良県行政文書管理規程第三十一条第一項の承認を受けている公印の印影の印刷であつて、この規程による改正後の奈良県行政文書管理規程第三十一条の二第一項の規定による電子公印の使用に相当するものは、この規程の施行の日に同項の承認を受けたものとみなす。